

令和 2 年度

随 時 監 査 報 告 書

寝屋川市監査委員

令和2年度 随時 監査

第1 監査の概要

1 監査の対象

特別定額給付金に関する下記の契約事務

- (1) 特別定額給付金支給業務委託契約
- (2) 特別定額給付金申請書発送業務支援委託契約
- (3) 特別定額給付金申請書印刷契約
- (4) 特別定額給付金チラシ印刷契約
- (5) 特別定額給付金申請書用窓空き封筒印刷契約
- (6) 特別定額給付金返信用封筒及び送付用封筒印刷契約
- (7) 特別定額給付金受付に係る環境整備業務委託契約
- (8) 特別定額給付金電話配線業務委託契約
- (9) 本庁窓口レイアウト変更対応及び特別定額給付金事務に伴う準備作業委託契約
- (10) 特別定額給付金の振込に関する覚書

2 監査の対象部局

福祉部 福祉総務課、指導監査課、保護課

3 監査の執行

本件監査は、廣岡芳樹委員、井川晃一委員の2人により執行した。

4 監査の期間

令和2年11月26日から令和3年3月30日まで

5 監査の方法

監査は、対象部局の令和2年度の財務に関する事務のうち特別定額給付金に関する契約事務について、対象部局に契約事務の執行に係る関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類の照合、点検、計数確認、及び関係者からの説明聴取等を実施するとともに、事務が条例、規則その他の関係法令に

準拠し、適正に執行されているかなどについて、下記の項目に着目し監査を行った。

- (1) 契約締結の手續、契約金額の妥当性
- (2) 契約書及び仕様書に基づく事項
- (3) 個人情報管理
- (4) 契約内容の履行

加えて、令和3年1月13日に対象部局に対し、説明聴取を実施した。

また、関係人聴取について、同年2月19日付けで契約相手方3者に協力依頼を行い、2者は書面回答を得、1者は同年3月4日に説明聴取を実施した。

第2 監査委員の判断

地方自治法第199条第12項において監査の結果に関する報告の決定については、監査委員の合議によるものとする規定されているところであるが、本件監査については、協議の結果、合議が調わなかったことから、監査の結果についての決定には至らなかった。

参考までに監査委員の見解を以下に記載する。

1 九鬼康夫監査委員の見解

令和2年11月26日付けで執行通知があった随時監査については、同年8月に総務部が作成した「特別定額給付金に関する事務の執行」の検証において、同年6月の市議会における特別定額給付金に関する契約事務に係る指摘への対応を含め、二重給付や過払い等が発生した背景、原因及び再発防止に向けた課題と今後の取組等が示されている。

また、この内容は、市民の代表である市議会に対して報告するとともに市ホームページに掲載し、市民に対しても周知を図っている。

さらに本事案は、過誤給付に係る返還要請等の業務が継続するものであり、その後における展開を見据える必要があると思料したところである。

これらのことから、本職は、本事案は令和3年度に実施する定期監査及び決算審査において監査対象として取り扱うべき事案と判断し、本随時監査に参画しなかったものである。

次に、監査結果報告書に関し、地方自治法第 199 条第 12 項では「監査の結果に関する報告の決定は、監査委員の合議によるものとする。」と規定されている。

しかしながら、本職は、本随時監査に参画していないことから、前記条文に規定する合議を調える過程に至らなかったものである。

最後に、各部局にあっては、「特別定額給付金に関する事務の執行」の検証及び同年 11 月 11 日付け、総総第 1246 号及び総契第 715 号の総務課長及び契約課長連名による「契約事務等の適正な執行について」の通知に十分留意するとともに、常に関係法令の遵守を徹底し、適正な事務の執行に努めるよう切望するものである。

2 廣岡芳樹監査委員の見解

(1) 全体について

全体を通じて契約行為に大幅な遅れがある。本市では統合型内部事務システムを構築し、令和元年度から財務会計システムと電子決裁機能をもった文書管理システムを一体的に導入することにより、内部統制の強化を図ってきたところである。今回のような、緊急に事務執行をしなければならなかった「特別定額給付金に関する事務」については、強化を図った内部統制が機能しなかった。

この原因は、当該事務について俯瞰的に統括する職が明確になっていないことも一因と考える。具体的には、委託等を行う事務について、調達する担当と契約を行う担当との連絡調整に密を欠いたのが原因と考える。したがって、監査対象の契約事務全てにおいて、市と事業者が履行前に契約書を締結することなく業務が行われていたことは大きな問題である。国が示した「特別定額給付金給付事業実施要領」には「緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるものと考えられること。」の記述が有るが、契約行為の基本を逸脱した（事業者に契約書の締結なしに事務を進めさせる）行為を容認するものではない。以前から、支出負担行為の時期等についても厳しく指摘を行い、何度も会計事務研修等を実施し、その上に立っての統合型内

部事務システムの構築であったはずである。諸事務の遂行において、原点の立ち返り、全職員の意識改革を行い、適正な事務の遂行を行うべきである。

(2) 特別定額給付金申請書印刷事務について

ア 関係人聴取における説明聴取では、印刷機材を自社では所有せずに、他者に依頼し印刷業務を実施したことを明らかにし、他社に依頼するに当たり「見積書」を徴したことも明らかにした。

当該事業の契約書には（権利又は義務の譲渡等）として第8条第2項において受注者が下請けをさせることを禁止している。契約違反であると言わざるを得ない。

イ 関係人聴取における説明聴取で、印刷機材を所有しない状況で市が発注する印刷業務を行っていることについて確認したところ、特別な事例ではなく、一部の事業者においても同様行為が行われていることを回答した。

印刷業務に対して入札参加等を行う事業者は、自己所有の印刷機材によりその事業を遂行するものではないかと考える。これまで、市における「印刷業務」の発注要件が他社の印刷機材を使用しても可としていたのならば、再考が必要と考える。特に、今回のように全住民の住民基本台帳基本4情報を使用して実施する事業においては、第三者委託（下請け）は許容されるべきものではない。

ウ 関係人聴取における説明聴取で、プライバシーマークの取得の有無について確認したところ、取得していないとの回答を得た。契約書には「個人情報取扱特記事項」が付記されているが、市が「全住民の住民基本台帳の基本4情報」を記録媒体により提供するような事業においては、より一層の厳格な取り扱いが必要である。市の情報管理は「寝屋川市情報セキュリティ基本方針」及び「寝屋川市情報セキュリティ対策基準」の遵守により実施されている。今後、同基本方針や同対策基準について更なる研修を実施し、職員の情報セキュリティ能力の向上を図るとともに、個人情報保護体制に対する第三者認証制度の認識向上を図っていくべきである。

(3) まとめ

(1)で指摘したとおり、当該印刷業務を始め、市が発注した多くの諸事務が遂行されている間も契約書の締結は行われていない。したがって、上記のとおり指摘した事象が起因した根本的な原因は、契約事務の大幅な遅延にあると考えられる。今後の契約事務については、法令にのっとり厳格に遂行すべきである。特に、緊急事態宣言の発出というような異常事態下における公的な事務の遂行には、より一層の処理体制の強化が必要である。

3 井川晃一監査委員の見解

総務省通知の中で、特別定額給付金給付事業に係る契約には地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号に基づく随意契約が認められているが、契約金額、仕様書において不明瞭な点が散見され、それをも許容されるものではない。また、契約締結に係る庁内での文書決裁日、実際の契約調印日が、契約書日付に対し著しく遅延しており、長らく契約書が存在しない状態で履行の着手、あるいは履行完了したことについては、コロナ禍であることを考慮しても到底理解できるものではない。一連の不芳事案の中でも、特に重過失が認められる事案2点を列記する。

(1) 特別定額給付金支給業務委託契約について

対象部局に対する説明聴取において、契約書、仕様書につき「偽装請負回避のため定量的な記載を省いた。」との発言があったが、関係人聴取における書面回答は「1日2,000件処理が可能であり、令和2年8月末までの処理完了を（市担当と）口頭で約していた。」という具体性を伴うものであり、一定の信憑性が認められる。なお、この条件を基に契約金額を設定したという。

本件履行の着手後ほどなく、市は多数の市職員を特別定額給付金支給業務に係る事務センターへ送り込み作業を進めた。結果として、6月初旬には9割を超える事務処理が済み、市職員が7割を超える作業を行う結果となった。市職員の時間外勤務手当の増嵩も相まって、契約金額の妥当性については重大な疑義がある。

(2) 特別定額給付金申請書印刷契約について

対象部局に対する説明聴取において、「契約業者（以下「A社」という。）が他社（以下「B社」という。）の社屋にある印刷機材を借り、作業を行った。」との説明を受けた。しかし、関係人聴取における説明聴取では、「A社は印刷機材を借りたことについてB社と契約書を交わしたか。」の問いに対し、被説明聴取者（A社代表。以下「C氏」という。）から「契約書はない。B社から見積りをいただいた。」との回答。また、「印刷はB社がするのか、それともA社がするのか。」との問いに対し、C氏から「やってもらう感じですよ。」「操作はB社の人間がします。」との回答があり、「もし契約行為に当てはめると作業を委託したという感じになるのか。」との問いに対し「まあ、そうですね。」との回答があった。本来あってはならない第三者委託の事実が認められた。先の対象部局に対する説明聴取での確認内容と明確な齟齬がある。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第22条に照らせば、個人情報取扱事業者は寝屋川市、委託先はA社ということになり、市の監督責任の落ち度は否定し難い。第三者委託につき市担当が知り得た（善意有過失）、あるいは知っていた（悪意）となれば、市の著しい事務過誤と言うべきである。仮に市担当がこのことにつき落ち度なく知らなかった（善意無過失）とすれば、市にはA社の個人情報取扱特記事項違反に対し、相応の社会的責任を追及する義務がある。なお、平時からC氏は、市担当に対して「うちは印刷屋ではない。」と表明していたとの発言があったことも、ここに付しておく。

同じく関係人聴取において、「（重大な個人情報を扱う本案件を）うちがやってもいいのですかと聞くと、市担当がそれよりもスピードが優先だと答えた。」との発言もC氏からあった。元を正せば、11万世帯の個人情報が格納されているDVDを情報化推進課においてC氏に手交し、そこから市が管理・監督を十分に行っていないこと自体が重大事件である。その間の情報流出の可能性をも疑わなければならない。

総じて、本件契約の遂行に当たり非違行為が認められる。市、市担当、A社のいずれのセクターで先述の非違行為があったのか、市長の責任にお

いて明らかにするとともに、然るべき対応を行うべきである。